

議員定数等に係る検討の視点

平成25年議会改革検討会議報告書を基に、その後の情勢を踏まえ、次のとおり検討の視点を整理した。

1 総定数の考え方について

(1) 常任委員会中心主義

- 県議会が果たすべき役割を踏まえ、これまでの「常任委員会中心主義」を引き続き尊重していくべきか。

(2) 常任委員会数、各委員会に配当される委員数

- 県に対する行政需要が増大し、果たすべき役割も増加傾向にある中で、常任委員会の数や委員数はどうあるべきか。

(3) 平成27年国勢調査の結果を踏まえた検討

- 次回（平成31年）の一般選挙に向けて、県人口が引き続き微増傾向であることを踏まえ、どう対応すべきか。

2 選挙区の考え方について

(1) 地域代表的性格を支える選挙区のあり方

本県には、3つの政令指定都市が所在し、都市と農村など様々な地域的差異があり、人口減が著しい選挙区もある。

- 公職選挙法の規定や憲法の要請する投票価値の平等に配慮しつつ、なるべく幅広い地域代表を選出することが可能な選挙区のあり方を引き続き追求していくべきか。

(2) 周知期間

これまで、選挙区のあり方に重要な変更を行う場合には、選挙民の利益等を考慮し、少なくとも1年程度の周知期間を設ける必要があるとしてきた。

- 周知期間は、最低1年は必要との考えでよいか。